

会報



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS

2010.8



平成21年度「土木の日」(小林地区)

開催地: 加久藤小学校

参加機関・団体: 小林土木事務所 小林地区建設業協会ほか

No. 430

目 次

◇平成22年 8 月行事予定	1
◇平成22年 9 月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（7 月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第 4 回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催	3
2. 平成22年度建設業者研修会について	4
3. 県営国民宿舎等の指定管理者募集のお知らせ	4
4. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	5
5. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内	6
6. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～	7
7. 宮崎県中小企業融資制度「口蹄疫緊急対策貸付」のご案内	8
8. 守ろう！電波のルール	9
◇雇用改善コーナー	
1. 建設教育訓練助成金のご案内	10
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	10
◇技 士 会	
1. 平成22年度土木施工管理技術検定試験 1 級「実地」試験受験準備講習会（ご案内）	11
2. 『監理技術者講習会』のご案内	12
◇建 退 共	
1. 「建退共 Q & A 事例集」について	13
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6 月分）	14
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（6 月分）	14
◇建 災 防	
1. 第47回全国建設業労働災害防止大会について	15
2. 宮崎県における労働災害の現状について	15
3. 熱中症の予防について	16
◇火薬協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	18
2. 火薬類関連事業者に対する台風期の防災態勢強化について	19
3. 今年の講習会の日程について	19
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（6 月分）	20
2. 中間前払金制度のご案内	21

平成22年 8 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊥		丸のこ取扱い作業者安全教育（清武）	
2	月			
3	火	宮崎県建設業協会常務理事会	土止め先行工法講習（清武）	
4	水	九州建設業協会建築委員会（福岡） 宮崎県建設業協会 4 級経理事務士 特別研修（5 日まで宮崎） 監理技術者講習会（宮崎）		
5	木	九州建設業協会土木委員会（福岡）	振動工具取扱作業従事者安全衛生 教育（延岡）	火薬保安講習（西都）
6	金	九州建設青年会議役員会（鹿児島）	基金九州地区総合厚生年金基金協 議会研修会（福岡） 高所作業車運転技能講習 （8 日まで延岡）	
7	土			
8	㊥	道路愛護デー		
9	月			
10	火	建設資材対策九州地方連絡会 （鹿児島）	コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者技能講習 （11 日まで清武）	
11	水	九州建設業協会労務対策委員会 （福岡）		
12	木			
13	金			
14	土			
15	㊥			
16	月		基金納入告知書発送	
17	火			
18	水	1 級土木学科合格発表	足場能力向上教育（延岡）	
19	木			
20	金		基金宮崎部会役職員・事務担当者 合同研修会（宮崎） 高所作業車運転技能講習 （22 日まで清武）	
21	土			
22	㊥			火薬知事試験（宮崎）
23	月		建災防優良職長推薦委員会（宮崎）	
24	火		有機溶剤業務従事者安全衛生教育 （延岡）	
25	水			
26	木	宮崎建設業協会土木農林・労務資 材対策委員会	低圧電気取扱い業務特別教育 （清武）	
27	金		基金企業年金連合会九州地方協議 会事務職員研修会（福岡） 高所作業車運転技能講習 （29 日まで都城）	
28	土			
29	㊥			
30	月			
31	火			

平成22年 9 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水			火薬巡回指導員委嘱式・研修会
2	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（3日まで清武）	
3	金	新分野進出セミナー（4日まで延岡） 1級土木実地講習会（4日まで） 県議会9月定例議会開会		
4	土			
5	⑩			
6	月			
7	火			
8	水		職長・安全衛生責任者教育（9日まで木花）	
9	木			火薬保安講習（日向）
10	金	1級土木実地講習会（11日まで）	不整地運搬車運転技能講習（12日まで清武）	
11	土			
12	⑪	平成22年度上期 1・2級建設業 経理検定試験（宮崎大学）		
13	月			
14	火			
15	水		基金第2回代議員会 石綿取り扱い作業従事者特別教育（清武）	
16	木	全国建設業協会正・副会長会議、 理事会（東京）	基金納入告知書発送	火薬保安講習（宮崎）
17	金	2級土木実力テスト（18日まで宮崎）	振動工具取扱作業従事者安全衛生教育（清武）	
18	土			
19	⑫			
20	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
21	火			
22	水			
23	木	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	金			
25	土			
26	⑬			
27	月	宮崎県建設業協会3級建設業経理 事務士特別研修（29日まで宮崎）		
28	火		低圧電気取り扱い業務特別教育（延岡）	
29	水		低層足場先行工法研修（木花）	
30	木	全国建設産業団体連合会全国府県 会長会議（栃木県）		火薬保安講習（延岡）

県協会 会員の動き

（7月1日～31日）

【新規加入会員】

地区(市)名	会社名	代表者名
延岡	西本建設(株)	西本幸則

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(有)山海興業	代表者	大野令子	堤康
	(株)前原建設	代表者	前原正人	仁田脇 篤
小林	(株)ゆう・ひがし	所在地	〒889-4222 えびの市大字小田1145番地	〒889-4314 えびの市大字大河平2583番地
		T E L	0984-35-1750	0984-27-3312
		F A X	0984-35-2956	0984-27-3213
日向	(株)東土木	代表者	東 武士	東 光
	(株)木倉建設	代表者	黒木幸紀	黒木嘉郎

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
宮崎	第一工業(株)	壹岐元博

宮崎県建設業協会

1. 第4回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催

平成22年7月6日（火）午後3時より、県建設会館5階「会議室」において開催され、永野会長より、「6月30日で患畜家畜及びワクチン注射の家畜すべて埋却作業が終了したところである。しかし7月4日宮崎市に再び発症した。同時に24時間体制の消毒ポイントでの消毒作業にも従事され、大変ご苦勞様です。また、消毒ポイントについては、全地区協会今後も引き続きご協力をお願いしたい」と挨拶を行い議事へ入った。

議題については次のとおりである。

議題1 「県土整備部との意見交換会について」は、午後1時30分から3時まで当館5階「会議室」において、県土整備部の管理課長及び技術企画課長以下職員8名出席の上、現在施行されている総合評価落札方式の概要並びに前回意見交換会で意見が出された内容の確認等について、技術企画課及び管理課から説明があり、その後、意見交換を行った。活発な意見がなされたが、防災協定の諸問題、配置予定技術者の評価、CPDSの採用、VE提案、K値の評価、災害シート等の問題提起が再度なされ、次回の意見交換会で再度今後の見直し等について話し合う確認を行って終了した。

議題2 「新規会員加入について」は、延岡地区の西本建設株式会社（代表取締役 西本幸則氏）から加入申し込みがあり、審議の結果全会一致で承認された。

議題3 「口蹄疫防疫への支援活動6月中締め報告について」は、4月20日から6月15日までの殺処分された家畜の埋却作業及び24時間チェックポイントでの消毒活動実績について、各地区協会の協力により6月15日締めで取りまとめた調査結果を資料で報告した。

議題4 「社会貢献活動推進月間における全建会長表彰について」は、建設業社会貢献活動推進月間中央行事において、本県初の会長表彰に、口蹄疫防疫対策への社会貢献活動として高鍋、小林、西都、宮崎、日向、東諸、県協会を推薦していたが全て表彰決定したことを報告し、協議の結果、全地区会長は、7月27日開催される東京での表彰式に出席することが決定した。

議題5 「協雅史参議院議員比例候補について」は、7月2日全国遊説で、500人規模の宮崎市民プラザ「オルブライトホール」での個人演説会を計画していたが、口蹄疫の関係で非常事態宣言の中、協候補が遠慮され、急遽県建設会館5階での開催に変更した。永野会長から立見席含めて140名のたくさんのご出席を頂いたことへのお礼の言葉があった。

その他として、「社会貢献PR活動に係る建設業協会統一ベスト追加購入について」は、全建で追加購入を行うということであり、今後、社会貢献活動を実施する場合、地区協会所有としての利活用する方法もあるということで追加注文を行うこととなった。

「産業開発青年隊員募集について」は、今年度から学校法人宮崎総合学院が指定管理者となって初めての隊員募集である旨説明し、例年より早い募集であること、建設技術センターが各地区協会へ直接出向き案内等行なうということを報告し、募集の協力を各地区協会長へ依頼した。以上、すべての議題を協議し、終了した。



2. 平成22年度建設業者研修会について

1 内 容

- (1) 建設業許可について (2) 経営事項審査について
 (3) 法令遵守及び不適格業者への対応について (4) 建設業の支援制度について
 (5) 県発注工事における留意事項について
 (6) その他
 ① 各種申請書類の入手方法について ② 住宅瑕疵担保履行法について
 ③ 電子入札システムについて 等

2 日程等

地区	開 催 日		会 場	住 所	電話番号
	月 日 曜日	時 間 帯			
宮 崎	8月24日(火)	14:00~16:00	フェニックスシーガイアリゾート ワールドコンベンションセンター (4階「蘭玉」)	〒880-8545 宮崎市山崎町浜山	0985-21-1144
高 岡	8月25日(水)	14:00~16:00	新富町文化会館 (イベントホール)	〒889-1403 児湯郡新富町大字上富田6367-1	0983-33-6205
西 都 高 鍋	8月26日(木)	14:00~16:00	日向市中央公民館 (大ホール)	〒883-0046 日向市中町1番31号	0982-53-6867
日 向	8月27日(金)	14:00~16:00	小林市文化会館 (小ホール)	〒886-0004 小林市大字細野1650	0984-23-7400
小 林	8月31日(火)	15:00~17:00	高千穂町自然休養村管理センター (第1・2研修室)	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井1498	0982-72-2777
西臼杵	9月1日(水)	10:00~12:00	延岡総合文化センター (大ホール)	〒882-0852 延岡市東浜砂町611番地2	0982-22-1855
延 岡	9月2日(木)	14:00~16:00	南郷ハートフルセンター (小ホール)	〒889-3204 日南市南郷町大字中村乙7051番地25	0987-64-0310
日 南 串 間	9月3日(金)	14:00~16:00	都城市総合文化ホール (中ホール)	〒885-0024 都城市北原町1106番地100号	0986-23-7140
都 城					

※ 研修会の所要時間は2時間程度。

3. 県営国民宿舎等の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆さまに御利用いただいている県営国民宿舎等の施設を、平成23年4月から管理運営していただく指定管理者を募集しています。

指定管理者制度は、県が設置した「公の施設」について、民間のアイデアや能力を活用しつつ、県民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成18年度から導入しているものです。

多くの企業等の皆様からの積極的な応募、お問い合わせをお待ちしております。

【問い合わせ先】観光推進課 総務計画担当 TEL:(0985) 26-7104 FAX:(0985) 26-7327

E-mail:kankosuishin@pref.miyazaki.lg.jp

【県ホームページ】http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyousei/shitei_kanri/

番号	公の施設の名称・所在地	募集期間・現地説明会・問い合わせ先	
1	県営国民宿舎えびの高原荘 (えびの市)	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日(※) (5年間)
		募 集 期 間	平成22年7月28日(水)～9月27日(月)(※)
	県営えびの高原スポーツレクリ エーション施設(えびの市)	現 地 説 明 会	平成22年8月10日(火)午前9時～(※) 会場:えびの高原荘 8月9日(月)までに参加申込みが必要です。
2	県営国民宿舎高千穂荘 (高千穂町)	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日(※) (5年間)
		募 集 期 間	平成22年7月28日(水)～9月27日(月)(※)
		現 地 説 明 会	平成22年8月11日(水)午前9時～(※) 会場:高千穂荘 8月9日(月)までに参加申込みが必要です。

※ 期間や日時は変更になる場合がありますので、詳細は、お問い合わせください。

4. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆さまの福祉を増進することを目的に県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入し、県が指定した管理者（指定管理者）に管理業務を行っていただいております。（ただし、県が直接管理する施設は除きます。）

このたび、指定期間が平成22年度末に満了することに伴い、以下の施設について23年度からの管理業務をお願いする指定管理者を新たに募集いたします。法人その他の団体（個人は除く）であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、各施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 指定管理者制度について 県行政経営課 組織・行革担当 (0985)32-4473

※各施設の募集情報の詳細は、以下施設所管課までお問い合わせください。

【県ホームページ】 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/

番号	公の施設の名称・所在地	募集期間・現地説明会・問い合わせ先	
1	県立芸術劇場（宮崎市）	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）
		募 集 期 間	平成22年6月25日（金）～平成22年9月10日（金）
		現 地 説 明 会	平成22年7月9日（金）午後1時～ 会場：メディキット県民文化センター （県立芸術劇場） ※前日までに参加申込みが必要です。
		問い合わせ先	文化文教・国際課 TEL: (0985)26-7117 FAX: (0985)32-0111 E-MAIL: bunkabunkyo-kokusai@pref.miyazaki.lg.jp
2	宮崎県総合農業試験場 亜熱帯作物支場 （エントランスガーデン及 びトロピカルガーデンに 限る） （日南市）	指 定 期 間	平成23年4月1日～平成26年3月31日（3年間）
		募 集 期 間	平成22年7月9日（金）～平成22年9月10日（金）
		現 地 説 明 会	平成22年7月26日（月） 午前10時～12時 会場：トロピカルガーデン ※7月22日までに参加申込みが必要です。
		問い合わせ先	農政企画課 TEL: (0985) 26-7123 FAX: (0985) 26-7307 E-MAIL: nouseikikaku@pref.miyazaki.lg.jp

5. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内

中小・中堅
建設業者の皆様へ

専門家による 情報提供・経営相談です

無料派遣

ワンストップサービスセンターのご案内



建設企業の方なら
どなたでもご利用
いただけます。

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、ご希望に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。

建設企業の皆様に、以下のようなメニューをご用意しております。

● 支援メニュー

1. 情報提供

経営に関するさまざまな情報を満載！

新分野に進出したい、支援制度を知りたい、経営のヒントを知りたい、など経営の役に立つさまざまな情報をホームページでまとめて紹介しています。

ヨイケンセツドットコム

<http://www.yoi-kensetsu.com/>

ヨイケンセツドットコム

検索

2. 無料経営相談

専門家による無料の経営相談サービス

- 中小企業診断士、税理士等の経験豊富なアドバイザーが、貴社を訪問しご相談を伺います。経営方針、資金調達などの課題から、新分野（成長分野）進出など、将来を見すえた問題まで、幅広く丁寧にアドバイスいたします。

- **2回まで無料**でご利用いただけます。

（新分野（成長分野）進出に関する相談は、**4回まで無料**）

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

● ご相談はこちらへ 無料経営相談の申込は裏面をご利用下さい。

■ (財)建設業振興基金 構造改善センター
TEL 03-5473-4572 / FAX 03-5473-4594

■ 各都道府県等の相談窓口(全国90カ所)については
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
を御覧下さい。

6. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

中小企業の資金繰りを応援します！（宮崎県中小企業融資制度）

平成22年4月1日現在

対象業種を原則全業種に拡大	据置期間の延長
セーフティネット貸付	信用保証料の軽減
新型インフルエンザにも対応	

☆ 借換・一本化にも対応！（制度や返済期間等によって一部借換・一本化できない場合もあります。）

○ 売上の減少や、取引企業の倒産に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

※原則として、**全業種**（農林水産業、金融業など法令上の対象業種を除く）に属する中小企業者が対象になります。

①売上高・販売数量が減少した場合

最近3ヶ月間の「平均売上高」または「平均販売数量」（建設業にあっては完成工事高または受注高）が前年同期比又は2年前同期比3%以上減少している中小企業者等

②売上総利益率または営業利益率が減少した場合

最近3ヶ月間の「平均売上総利益率」または「平均営業利益率」が前年同期比3%以上減少している中小企業者等

③原油価格上昇を価格転嫁できない場合

製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない中小企業者等

④新型インフルエンザによる影響を受けた場合

新型インフルエンザの影響により、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間でも3%以上の売上高等の減少が見込まれる中小企業者等

⑤国が指定する大型倒産企業に50万円以上売掛金債権等をもっている中小企業者等

☆ **融資対象者であることについて、市町村長の認定を受ける必要があります。**

※ 認定申請に必要な書類は、認定要件（業種、売上高等）が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)
運転資金 3,000万円
(組合は8,000万円)
融資期間 10年(うち据置期間2年)以内
融資利率 年1.80%～2.30%
信用保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・借入申込書(保証協会又は取扱金融機関の様式)
- ・セーフティネット認定書
- ・市町村民税が完納されていることの証明書
- ・決算書、残高試算表、商業登記簿謄本等

○ 経営の安定や改善を図りたい方は

経済変動・災害対策貸付

融資対象者

- ① 売上または利益が前年同期比で3%以上減少している方
- ② 再生手続きの開始申立等を行った事業者に対して売掛金債権等をもっている方など

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)
運転資金 3,000万円
(組合は8,000万円)
融資期間 10年(うち据置期間2年)以内
融資利率 年2.00%～2.50%
信用保証料率 年0.35%～1.00%

- 経営支援チームの経営指導を受け、経営再建を図りたい方
- 比較的少額な資金を迅速に受けたい方

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 比較的少額な資金を迅速に融資を受けたい中小企業者
- ② 「建設産業等地域力連携強化事業」による助言を受けた中小企業者又は「建設産業支援対策事業」又は「建設産業育成総合対策事業」による補助金の交付を受けた建設業者

融資限度額 ①の場合 500万円
②の場合 1,500万円
融資期間 7年(うち据置期間1年)以内
融資利率 金融機関所定金利(5.0%以内)
信用保証料率 年0.40%～0.65%

○ 保証付き債務を一本化し、月々の返済を軽減したい方は

経営再建等支援貸付(借換)

融資対象者

- ① 信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図りたい方

融資限度額 5,000万円(設備・運転資金の合計)
(追加融資を含め限度額以内)
融資期間 10年(うち据置期間1年半)以内
融資利率 金融機関所定金利(年5%以下)
信用保証料率 年0.45%～0.55%

※各制度に関するお問い合わせは

宮崎県商工政策課 金融対策室	0985-26-7097
日南県税・総務事務所 商工労政担当	0987-22-2636
都城県税・総務事務所 商工労政担当	0986-23-4518
延岡県税・総務事務所 商工労政担当	0982-33-2862
宮崎県信用保証協会 本所	0985-24-8253
支所	0982-34-8862

県内各商工会議所、商工会、県内各金融機関

7. 宮崎県中小企業融資制度「口蹄疫緊急対策貸付」のご案内

取扱期間：平成22年4月28日～平成22年8月31日※

※8月31日に信用保証協会が保証申込を受け付けた分までとなります。

1 融資対象者

次のいずれかの要件に該当するもの。詳細は、宮崎県金融対策室(☎0985-26-7097)にお問い合わせください。

- 宮崎県内で生産される畜産物（口蹄疫の影響を受けているものに限る。）を主に取り扱う、食料品製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、小売業、飲食店又はと畜場を営む中小企業者及び組合
- 口蹄疫の影響により、最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量がそれ以前の3か月間又は前年同期より3%以上減少している中小企業者及び組合（農林水産業、金融業等を除く。）

※下線部は、平成22年8月1日以後に市町村が対象要件確認書を受け付けた分からの適用になります。

2 融資利率等

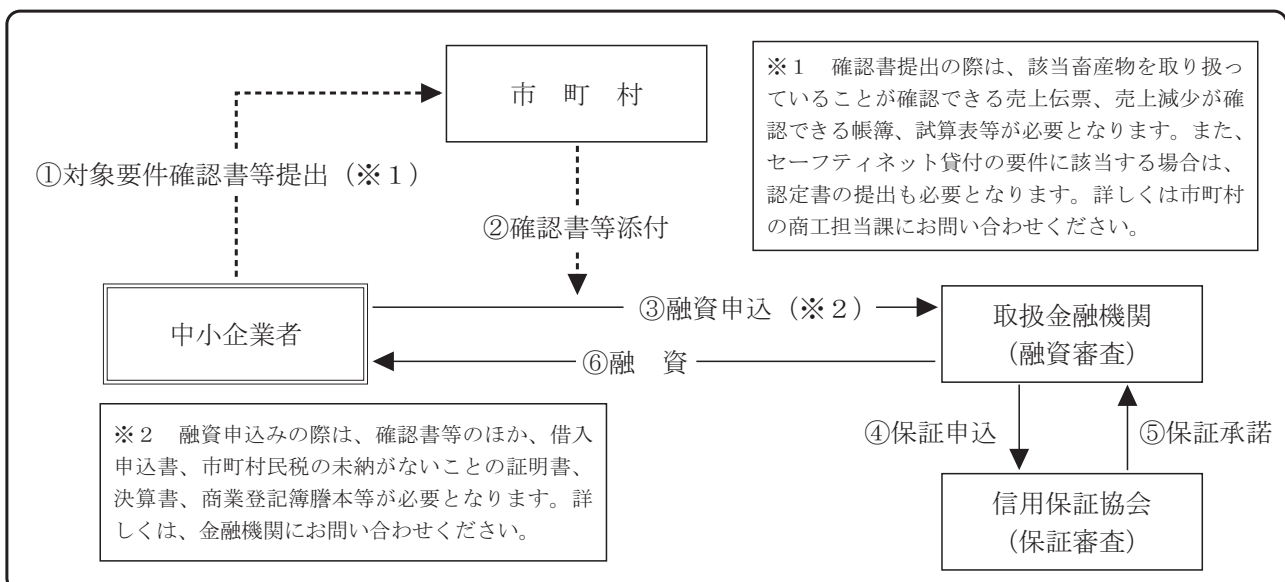
項 目	融 資 条 件			
融 資 利 率	3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下
	年1.70%	年1.90%	年2.10%	年2.20%
	セーフティネット貸付等の要件に該当する方(※)	年1.50%	年1.70%	年1.90%
保 証 料 率	原則として年0.45%			
融 資 限 度 額	運転資金5,000万円			
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）			
保 証 人	法人：原則代表者要 個人：原則不要			
担 保	必要に応じて要			
取 扱 金 融 機 関	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行			

※ 最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量が前年同期比又は2年前年同期比3%以上減少している中小企業者等

3 融資の流れ

「口蹄疫緊急対策貸付」の融資申込みに当たっては、事前に事業所の所在地を管轄する市町村から融資対象者に該当するか確認等を受ける必要があります。

また、融資金額、融資期間等については、金融機関及び信用保証協会の審査があります。



8. 守ろう！電波のルール

－総務省九州総合通信局からのお知らせです－

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船、警察、消防・救急の無線などの社会や生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法な無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法な無線局を開設したり運用したりすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また不法電波で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には技適マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

－問合せ先－

■九州総合通信局

HP <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害…TEL:096-368-8656 ○受信障害（テレビ・ラジオ）…TEL:096-326-7873

○電波利用料…TEL:096-326-7843 ○その他行政相談…TEL:096-326-7819

電波の利用にはルールがあります。

技適マークのついた無線機を使用しましょう。

コードレス電話や特定小電力トランシーバー、市民ラジオの機器などを購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください（技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります）。

技適マークの付いていない外国製などの製品を、そのまま国内で使用することは法律で禁止されています。

※旧タイプの技適マーク（S62.10～H7.3）も有効です。

外国規格のトランシーバーは国内で使用できません。

近年、外国規格のトランシーバー（FRS、GMRS、UHF-CB）が流通しています。これらの無線機が使用する周波数は、国内の防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線に使われており、妨害を与える恐れがあることから、国内では使用できません。

無線機の使用には免許が必要です。

無線機の使用には無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

（例）アマチュア無線：無線局の免許、無線従事者の資格

パーソナル無線：無線局の免許

※一部免許が不要なものもあります。詳しくは、総合通信局までお問い合わせください。

こんなことにも気をつけて！

○無線機を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

○アマチュア無線を仕事の連絡用で使うことはできません。

不法に電波を使うと、罰則があります。

不法無線局を開設した場合には電波法違反となり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に、

また不法電波で重要な無線通信を妨害すると、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられます。

不法電波の取締り

総務省では、いつも快適に電波を利用できるように、不法電波などの取締りをを行っています。不法電波を発見するために、総務省では、最新の電波監視システム「DEURAS（デューラス）」を整備しています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や車両に設置されたセンサ局を操作して、不法電波を探し出すシステムです。

電波監視システム（DEURAS）の構成



雇用改善コーナー

1. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
①	認定訓練	第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
②	技能実習	第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成
③	通信教育訓練	第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成
④	就業機会確保事業教育訓練	第2種 (訓練経費)	建設業務労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
⑤	受講援助	第3種 (旅費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター(兵庫県三田市)又は富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成
	職業訓練推進	第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成
	施設等設置整備	第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注：用途変更禁止期間が設定されます。

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主雇用改善推進助成金	(事業費) 中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注：中小建設事業主以外の建設事業主が関係請負人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もございます。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

— お問い合わせ —

独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター

TEL 0985-51-1511

仕事のエネルギーは、明るい職場から。

技 士 会

1. 平成22年度土木施工管理技術検定試験 1 級「実地」 試験受験準備講習会（ご案内）

【 CPDS認定講習会】

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にあります。今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者は厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していかなければなりません。

それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

つきましては、1 級土木施工管理技士の資格取得を目指す皆様と共に学習をいたしたいと思ひ次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 程	平成22年 9 月 3 日（金）～ 9 月 4 日（土）	2 日間 1 回目
	平成22年 9 月 10 日（金）～ 9 月 11 日（土）	2 日間 2 回目
時 間	9：00～17：00	
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市）	
実地試験	平成22年10月 3 日（日）（福岡市）	
問 合 せ	宮崎県土木施工管理技士会	0985-31-4696

＊ 22年度及び21年度の学科試験合格者が対象です。

1 級の学科試験に合格された方は、今度は更に「実地」の試験に合格されないと 1 級の「国家資格」資格証がもらえません。折角今回学科に合格されましたので、この機会を逃さないように、是非合格をしていただきたい。

苦 悩 や 混 乱 な く し て 新 し い 時 代 は 来 な い

2. 『監理技術者講習会』のご案内

《建設業法に基づく監理技術者講習》の22年度の講習会は下記のとおり残り「3回」計画致しております。自分の都合のいい日に受講してください。

土木施工管理技士会（国土交通大臣登録番号-5）が実施する講習 「CPDS認定」

日 程	会 場
平成22年8月4日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
平成22年11月17日（水）	
平成23年2月9日（水）	

1. 受講対象者 公共工事の「監理技術者」となる方

- ①土木施工管理 ②建築施工管理 ③造園施工管理
④管工事施工管理 ⑤電気工事施工管理 ⑥建設機械施工管理

以上の管理者は「監理技術者」になる方です。

2. 受講料 10,800円（テキスト・講習修了証交付手数料・消費税含む）

※ インターネット（<http://www.ejcm.jp>）申込みなら受講料10,500円

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 （TEL 0985～31～4696）

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

苦 悩 や 混 乱 な く し て 新 し い 時 代 は 来 な い

建 退 共

1. 「建退共Q&A事例集」について

「建退共Q&A事例集」を継続して登載することにより、建退共に対するご理解とお願いを聞いていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

まずは、建退共制度の概要についてから説明を行い、以後

- ・ 共済手帳の取扱について
- ・ 共済証紙の取扱について
- ・ 共済証紙の現物交付について
- ・ 「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の発行について
- ・ 退職金の請求について

と進んで行きたいと思っております。

Q 1 建退共制度の概要を教えてください

建退共制度は、現場で働く建設労働者の方々の福祉の向上を図るために、昭和39年に創設された退職金制度です。

建設業の事業主が退職金機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設業の現場で働く従業員を被共済者として、その従業員に当機構から交付する共済手帳に、働いた日数分の共済証紙を貼り、消印をすると、その従業員が建設業で働くことをやめたときに、当機構から直接従業員に退職金が支払われるものです。

建退共制度は、建設業界の総意で作られた、言わば「業界退職金制度」といえるものです。

(お願い)

共済手帳に、働いた日数分の共済証紙を貼付・消印をしないと、

- ・ 退職金請求時に、退職金額が少ないとか、退職金がもらえない（退職金が出るには、共済証紙500日以上貼付・消印が必要）とのトラブル発生の元となる。
- ・ 「建退共事業加入・履行証明書」が出ない。

となりますので、ご注意ください。

Q 2 建退共制度の掛金は誰が負担するのですか。

建設業の現場で働く人々のために、いわば建設業界全体でつくった退職金制度ですから、掛金は事業主が負担します。

(お願い)

掛金は、事業主負担となっております。間違っても、従業員の給料から差引くことのないようにお願いします。

- | | |
|--------------------------|---|
| ★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ） | ★ |
| ★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ） | ★ |

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共済契約者数	被共済者数	月別	区分	手帳更新状況	退職金支給状況	掛金収納状況（5月分）
5月末計		社 3,333	名 47,692	前年度累計		冊 374,141	件 41,565 千円 24,168,249	千円 110,419,983
加 入		11	255	当 月 分		746	144 140,545	37,176
脱 退		7	157	本 年 度 分		2,410	422 366,568	73,267
6月末計		3,337	47,790	累 計		376,551	41,987 24,534,817	110,493,250

注：掛金収納額は22.5月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（6月分）

1. 適 用

（平成22年6月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
352社	3,756	600	4,356

2. 給 付

裁定状況

（平成22年6月末現在）

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	12	5,033,100	36	17,294,300
第2種退職年金	24	3,536,100	59	12,420,800
選択一時金	9	5,352,000	22	14,777,200
脱退一時金	29	5,347,500	61	10,658,100
遺族一時金	0	0	0	0

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成22年6月末現在）

信託資産	12,989,402,226 円
合 計	12,989,402,226 円

建 災 防

1. 第47回全国建設業労働災害防止大会について

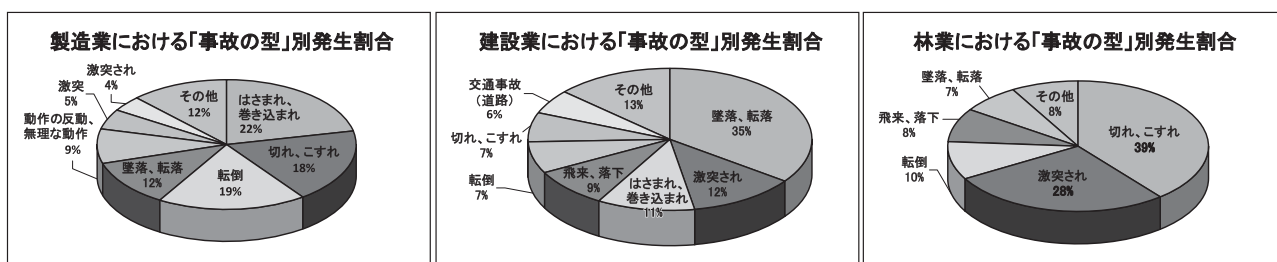
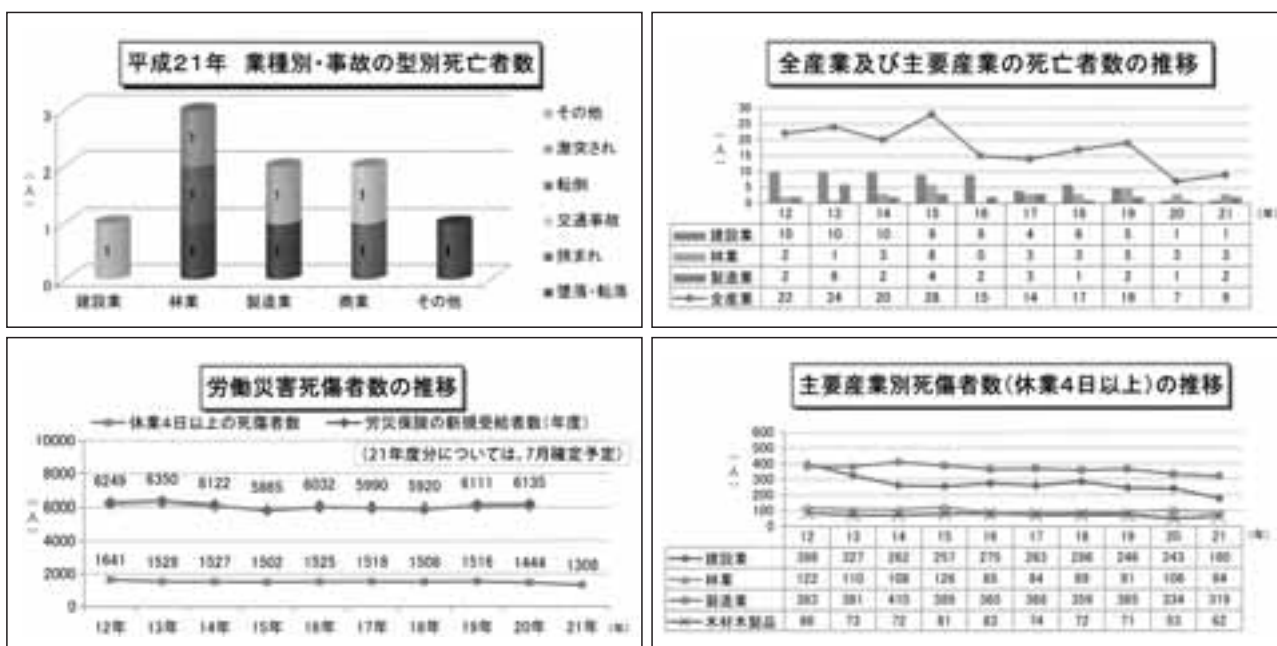
さて、全国建設業労働災害防止大会が10月21日～22日に宮城県仙台市において開催されます。

建設産業を取り巻く経営環境は依然として厳しく「安全衛生管理活動」に対する悪影響が懸念されているところです。

この様なときこそ、安全衛生の重要性を再確認し、安全衛生意識の高揚を図ることが重要であり、多くの関係者が本全国大会に参加頂いて、今日的な安全衛生的意識と安全衛生管理ノウハウの共有を図って頂くようご案内いたします。

なお、大変恐縮ですが、「大会参加券（7,500円）」の購入の有無につきましては、8月末日までに当支部へご連絡下さるようお願いいたします。

2. 宮崎県における労働災害の現状について



3. 熱中症の予防について

熱中症とは

熱射病

- 熱中症の中では致命率が高く、緊急の治療を要する。
- 突然意識喪失に陥ることが多い。
- 発病前にめまい、悪心、頭痛、耳鳴り、イライラなどがみられ、嘔吐や下痢を伴う場合がある。
- 体温調節機構の失調、体温の上昇を伴う中枢神経障害が原因と考えられている。
- 発汗が止まり、熱い乾いた皮膚になり、体温が41℃を超えることもある。

熱虚脱

- 高温環境下での体温の放散により皮膚血流が増加し、脳への血液流が少なくなる。
- 高温暴露が継続し、心拍数の増加が一定限度を超えた場合に起こる。
- 全身倦怠、脱力感、めまいがみられる。
- 意識混濁し、倒れることもある。
- 血圧は低下している。体温の上昇はほとんどみられない。

熱疲労（熱疲労）

- 大量の発汗で血液が濃縮することによる心臓の負担増大や血流分布の異常により起こる。
- 初期には激しい口渇、尿量の減少がみられる。
- めまい、四肢の感覚異常、歩行困難などがみられるようになり、失神することもある。
- 頻脈・体温上昇をみることもあるが、皮膚は冷たく湿っている。血圧の異常をみないのが普通である。

熱けいれん

- 大量の発汗による塩分喪失に対し、塩分を補給しなかったことにより起こる。
- 四肢や腹部に筋肉の痛みを伴い、発作的にけいれんを起こす。
- 作業終了後の入浴中や睡眠中に起こる場合もある。
- 熱けいれんでは、体温はあまり上昇せず、血圧の変化もないことが多い。

措 置

- ☐ 高体温
- ☐ 意識障害
- ☐ 発汗停止
- ☐ 運動機能障害
- ☐ 頭痛・吐き気
- ☐ 大量の発汗
- ☐ 倦怠感・虚脱感
- ☐ めまい・立ちくらみ
- ☐ 筋肉のこむらがえり

熱 射 病

重症度Ⅲ度

水や氷で冷やしましょう
すぐに救急隊を要請する

熱疲労（熱疲労）

重症度Ⅱ度

足を高くして休みましょう
水分・塩分を摂りましょう
自分で水分・塩分を摂れなければすぐに病院へ

熱 虚 脱

熱 け い れ ん

重症度Ⅰ度

涼しい場所で楽な姿勢をとり、水分・塩分を補給しましょう

熱中症を防ぐために

日よけで直射日光をさえぎる

- 作業中の温度・湿度がわかるよう温度計、湿度計を設置する。
- 作業場所に適度な通風や冷房を行うための設備を設ける。

風通しのよい休憩場所を設け、休憩させる

- 日陰の涼しい場所に休憩場所を設け、休憩させる。
- 扇風機、クーラーを置く。

Memo	
●	休憩室にはクーラー
●	ボックスや冷水ボツ
●	ト
●	
●	
●	

健康管理

- 作業者に睡眠時間、食事など日常の健康管理について指導する。
(前日に深酒や夜更かしをしない。当日は、必ず朝食を取るなど)
- 作業開始前に健康状態を確認し、作業中はひんばんにパトロールを行い、声をかける。

Memo	
●	がまんしすぎない!
●	
●	
●	
●	
●	

積極的に水分・塩分を補給する

- 0.1%の食塩水やスポーツドリンクを置く。
- 身体を冷やすことのできるシャワーなどを設ける。
- 氷や冷たいおしぼりなどを備える。

Memo	
●	作業中でも自由に飲
●	水ができるようにす
●	ることが大切
●	
●	
●	

通気性の良い、つば広の帽子を着用する

- 吸湿性、通気性の良い服装をする。
- 首と頭を直射日光から守る。
- エネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくする。

労働衛生教育を行う

- 熱中症の症状が出ているのに、悪化するまで、本人や周囲が気づかない場合も多い。作業管理者、作業者に次のような教育が必要である。
 - ①熱中症の症状
 - ②予防方法
 - ③救急措置
 - ④災害発生事例

火 薬 協 会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

本年8月22日（日）、宮崎市（宮崎サザンビューティ美容専門学校）において実施する平成22年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験の願書受付状況は次のとおりでした。

全員の合格をお祈りいたします。

試験勉強で判らないことがあるときは遠慮なく問合せてください。

専門の講師をご案内いたします。宮崎県火薬保安協会 0985-25-4678

職 種 \ 種 別	甲 種 取扱責任者	乙 種 取扱責任者	丙 種 製造責任者	合 計
建 設 関 係	41名	23名	0名	64名
砕 石 関 係	6名	2名	0名	8名
製 造 関 係	0名	0名	0名	0名
販 売 関 係	0名	0名	0名	0名
煙 火 関 係	0名	0名	1名	1名
公 務 員	3名	1名	0名	4名
学 生	0名	0名	0名	0名
そ の 他	19名	0名	0名	19名
合 計	69名	26名	1名	96名

受験者の皆さんへ

- 試験会場は、宮崎サザンビューティ美容専門学校の講義室（5階）です。場所は、宮崎駅西口交差点の南東角（県道沿い）です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 学校の設備や備品、学生の品物に触れたり、使用したりしないでください。
- 校内では、灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、090-7151-5499 です。
（専門学校からの取次ぎはご遠慮ください。）
- 駐車場は、宮崎駅周辺の有料駐車場を利用してください。

火薬類 守っていますか 作業の基本 心の油断が まねく事故

2. 火薬類関連事業者に対する台風期の防災態勢強化について

台風期等における防災態勢の強化について、経済産業省原子力安全・保安院長から火薬関連事業者に対して次のとおり依頼がありました。火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費の各取扱いについて適切な対応をお願い致します。

記

- (1) 豪雨などの風水害に起因した土堤等事業所の施設の破損については、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (2) 落雷に備え、避雷針の機能が維持されていることを確認すること。確認の結果、機能の低下若しくは喪失している場合には、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (3) 高温や多湿により、火薬の安定性が損なわれることがないよう、保管されている火薬類の「製造時期」「性状」などの状況をよく把握すること。
- (4) 万一、事業所等が被災した場合には、被害の拡大を最小にするよう努めるとともに、速やかに所管の官署に連絡を行うこと。

3. 今年の講習会の日程について

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。

受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月9日	木	日向市	日向建設会館	13:00~17:00
9月16日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~17:00
9月30日	木	延岡市	延岡建設会館	13:00~17:00
10月28日	木	高千穂町	高千穂建設会館	13:00~17:00
11月11日	木	高鍋町	高鍋建設会館	13:00~17:00
12月9日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月16日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00~17:00
12月9日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00~17:00

発 破 前 声 か け 確 認 退 避 よ し

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成22年度	239	▲33.2%	8,420	▲6.6%	634	▲17.9%	37,264	24.0%
平成21年度	358	0.0%	9,012	▲33.8%	772	10.4%	30,055	4.6%
平成20年度	358	4.7%	13,616	37.5%	699	▲11.0%	28,722	1.4%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

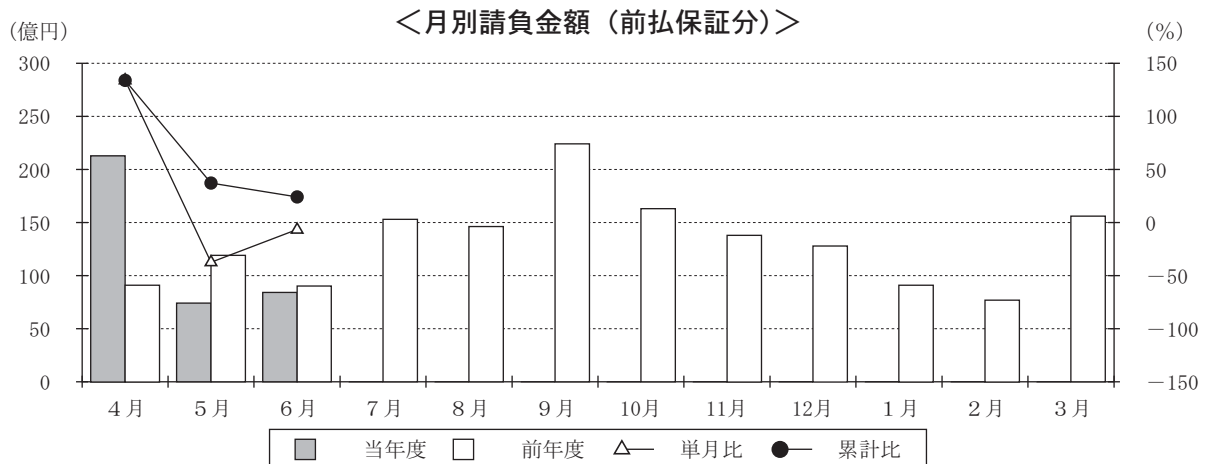
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	23	1,272	▲55.2%	15.1%	55	8,914	▲2.4%	23.9%
独立行政法人等	6	2,031	153.6%	24.1%	28	8,111	83.7%	21.8%
県	67	2,097	71.4%	24.9%	217	9,075	92.1%	24.4%
市 町 村	142	2,989	▲24.9%	35.5%	325	9,335	▲3.3%	25.0%
そ の 他	1	28	▲82.5%	0.4%	9	1,828	▲14.0%	4.9%
計	239	8,420	▲6.6%	100.0%	634	37,264	24.0%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	30	1,498	▲32.7%	17.8%	116	8,447	6.7%	22.7%
高 岡	10	316	79.8%	3.7%	30	635	11.9%	1.7%
西 都	12	495	100.0%	5.9%	35	979	97.3%	2.6%
高 鍋	7	1,198	100.4%	14.2%	26	2,470	▲56.3%	6.6%
日 南	19	182	▲76.1%	2.2%	37	604	▲68.1%	1.6%
串 間	13	55	▲70.3%	0.7%	21	176	▲54.7%	0.5%
都 城	37	763	▲22.3%	9.1%	88	2,948	▲16.6%	7.9%
小 林	17	1,047	8.0%	12.4%	57	6,951	183.6%	18.7%
日 向	46	2,035	5.8%	24.2%	118	7,196	144.6%	19.3%
延 岡	30	548	▲10.4%	6.5%	71	5,387	98.9%	14.5%
西 臼 杵	18	278	▲14.0%	3.3%	35	1,467	▲1.5%	3.9%
計	239	8,420	▲6.6%	100.0%	634	37,264	24.0%	100.0%



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

＜制度採用発注者＞

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、美郷町、高鍋町、三股町、国土交通省、農林水産省など。※平成22年度から高鍋町、三股町でも採用になりました。

＜請求可能時期＞

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

＜中間前払のメリット＞

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

＜保証申込時に必要な書類＞

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成22年度宮崎県内の中間前払保証実績（6月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	35	1,615,881	12.9%	46.0%
宮崎市	8	865,821	▲20.0%	34.8%
都城市	1	8,896	0.0%	▲98.5%
延岡市	3	125,872	▲25.0%	24.9%
その他	2	568,811	—	—
計	49	3,185,282	6.5%	30.6%

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、
大きな力。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>